

新旧委員会の相違点等について

H27.8.19 群馬県教育委員会事務局

	現 行	従 前
名 称	群馬県いじめ問題等対策委員会	群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会
対象の学校	県立学校	市町村立学校を含む県内の公立学校
組織の性格	条例により設置された附属機関	要領により設置された補助機関
いじめ防止 対策推進法 上の位置づ け	法第14条第3項に定める教育委員会の附属機関とし、法第28条に定める重大事態発生時の調査を行う。	重大事態発生時には、状況により、当該調査委員会が調査を行う。
対象事案	法第28条に定める「重大事態」 上記以外の児童・生徒に係る重大な事故等（子供の自殺に係る背景調査等）	法第28条に定める「重大事態」 学校の管理責任が問われるような児童生徒の死亡や後遺障害に繋がる事故
市町村との 関係	各市町村で同様の委員会を設置	市町村教育委員会の依頼に基づき、調査を行うことが可能

いじめ防止対策推進法（抄）

（いじめ問題対策連絡協議会）

- 第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。